

## 第 26 回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成 24 年 1 月 12 日（木）15:30～17:25

2 場 所 中央合同庁舎第 7 号館 共用第 1 会議室

### 3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 北村行伸、西郷浩

（専 門 委 員） 鷺谷いづみ

（審議協力者） 内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都

（調査実施者） 総務省統計局：井上経済統計課長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：若林参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：中川統計審査官ほか

4 議 題 科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更（名称の変更）について

### 5 概 要

○廣松部会長 定刻になりましたので、ただいまから「第 26 回サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

本日の議題は、前回に引き続きまして、「科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更（名称の変更）について」でございます。

本日は、家専門委員、長岡専門委員が所用で欠席でございます。

審議に入ります前に、前回の部会を御欠席されました鷺谷専門委員から簡単に自己紹介、御挨拶をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○鷺谷専門委員 今回、初めて参加させていただきます鷺谷です。私は、家専門委員が日本学術会議の中で委員長をしておりました学術統計検討分科会に参加しておりまして、恐らくそのことでお声をかけていただいたのではないかと思います。

専門は生態学という分野で、企業などとは余り関係がない分野なのですが、学術の立場から何か必要なことがあれば、コメントなどをさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○廣松部会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、初めに前回の部会で出されました御意見に関する調査実施者の回答及び審査メ

ものうち、説明はいただいたのですが、審議を行えなかったフラスカチ・マニュアルへの対応方針についての審議を行い、最後に答申（案）の審議を行いたいと考えております。

それでは、審議に入りたいと思います。

初めに、前回部会で出されました御意見等に関する審議を行いますので、前回部会の結果概要について、事務局の中川統計審査官から説明をお願いします。

○中川統計審査官 それでは、参考1を御覧いただければと思います。前回、12月26日に第1回目の部会を開催しました。

概要ですが、事務局の方から諮問の概要、第52回統計委員会が出された意見について説明し、調査実施者から科学技術研究調査の変更案と前回の答申への対応状況について説明が行われ、続いて審査メモに沿って審議が行われました。

その結果、科学技術研究調査の変更内容については、適当であるとされました。

また、フラスカチ・マニュアルへの対応方針及び答申（案）については、次回部会で審議を行うこととなりました。

委員・専門委員から出ました主な意見を御照会します。まず特定目的別研究費の変更については、今回「震災からの復興、再生の実現」等の3分野を追加する計画ですが、従来の8分野との関係で重複記載を認めることとしている。しかしながら、「調査票の記入上の注意（案）」には、現行の8分野の記載に当たって、新たに追加する「3分野以外の8分野」と記載されているので、8分野と新たな3分野との重複を認めないとの誤解が生じる可能性があるため、記述を修正すべきであるという御意見がありました。

それから、2番目、今回追加する予定の「震災からの復興、再生の実現」については、5年後には不要な調査事項となり得るため、次期科学技術基本計画における重点分野の見直し時に整理することが必要であるという御意見がありました。

続いて、3番目ですが、今回追加する予定の3分野の操作的な定義（調査客体が一意的に理解できる統計調査上の定義）を明確にする必要があるという御意見がありました。

それから、研究者の専門別内訳の変更ですが、今回、フラスカチ・マニュアルに沿って、「情報科学」を自然科学部門の理学の内訳に追加することについて異論はない。ただ、コンピュータ分野は幅広く、特に重要であることから、今後、これを詳細に把握できるように検討する必要があるという御意見がありました。

それから、性格別研究費の定義の記述の変更ですが、3行目、今回の変更により「基礎研究によって発見された知識を利用して」という文言を削除すれば、特に問題はないという意見がありました。

それから、標本設計は、企業の研究資金と従業者規模との間に相関関係があるということで、今回、従業者規模を加味して系統抽出をすれば、推定効率の面で効果が期待できる。

2番目で、本調査の対象となっていない「医療・福祉」「小売業」の分野には、民間病院の医師として研究が行われていたり、小売業者からの特許出願が行われている現状がある。本来は、これらの研究費や研究者数も把握すべきと考えられることから、本調査の対

象とするか否かについて、今後検討していく必要があるという意見がありました。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。前回部会で出された意見については、調査実施者が資料1として回答を用意しておりますので、調査実施者から説明をお願いしたいと思います。中には、前回の部会で既に口頭で御回答いただいているものもありますが、確認の意味もありますので、説明をお願いいたします。

それでは、調査実施者の方から説明をお願いします。

○井上課長 統計局経済統計課長の井上でございます。

資料1を御覧いただきたいのですが、最初に、調査票記入上の注意の書き方が重複を認めないとの誤解が生じるのではないかと御指摘をいただいたところでございます。

今回追加いたします3分野については、従来の8分野とそれぞれ部分的に内容が重複しているということで、それらの重複排除は事実上困難でございますので、重複を認め、調査票にもその旨を明記いたしますとともに、現在の調査票記入上の注意につきましても、それぞれ「政府が最優先に取り組むべき3分野の内容例示」及び「8分野の内容例示」ということで、従来ありました「3分野以外の8分野」という重複を排除しているかのような誤解を与える記述は、直すということで対応してまいりたいと考えております。

次のページに参りまして、御指摘がありました「震災からの復興、再生」につきましても、次期科学技術基本計画における見直し時に整理することが必要であるという御意見でございますが、誠にごもっともでございます。そうした「震災からの復興、再生の実現」を含めまして、特定目的別研究費の扱いにつきましても、また次期科学技術基本計画の策定に伴い、見直しをしてまいりたいと考えております。

新たに追加いたします3分野の定義につきましては、調査票記入上の注意の方に、第4期科学技術基本計画に基づきまして、詳細な内容例示をしてまいりたいと考えております。

研究者の専門別内訳の変更の部分で、コンピュータ分野につきましても、これをもう少し詳細に把握するよう検討すべきであるという御指摘がございました。この分野につきましては、非常に早く学問領域が変化している分野でございますので、私どももまずは実態把握をした上で、文部科学省が作成されております学科系統分類あるいはフラスカチ・マニュアル、更には、本当に記入者が正確に回答できるのかということも含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。

3ページでございますが、「医療・福祉」や「小売業」の分野につきましても、これを調査の対象とするか否かということでございますが、今後、関係府省や関係団体から、まずは情報収集を行ってまいりまして、調査ができるかどうかということも含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、前回部会で出された意見等に対する、ただいまの調査実施者の回答に対して、

御意見、御質問等があれば御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 北村委員、よろしいですか。

○北村委員 はい。

○廣松部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの回答を御了承いただいたということにさせていただきます。

続きまして、前回の部会で審議できませんでした「フラスカチ・マニュアルへの対応方針」に関する審議に入りたいと思います。

こちらにつきましては、前回部会で第52回統計委員会の席で出されました意見への回答も含めて調査実施者から説明がありましたが、2週間ほど期間が経過しております。新年も挟んでおりますので、再度、フラスカチ・マニュアルへの対応方針と統計委員会からの意見への回答を含めて、調査実施者より説明をお願いいたします。

○澤木課長補佐 本件につきましては、私、澤木から御説明させていただきたいと思えます。

では、フラスカチ・マニュアルへの対応状況ということで、使用させていただく資料につきましては、前回部会の資料となっております資料5-3と5-4、あと参考3。あと、本日の資料2-1、2-2といったもので御説明させていただきたいと思えます。

まず、部会長からも御指摘がございましたとおり、年を挟んで、ちょっと期間が空いているということがございますので、資料5-3のフラスカチ・マニュアルへの準拠方針につきまして要点だけをかいつまんで御説明させていただきたいと思えます。

まず、資料5-3の1枚目でございますが、科学技術研究調査においては、研究者や研究費等の定義など、原則としてフラスカチ・マニュアルに準拠することとしておりますけれども、一方で他のOECD加盟国の準拠状況は様々であるということ。それから、我が国の制度や記入者負担の軽減、これまでの結果との継続性を考慮して、調査項目によっては準拠していない場合がございますが、対応については妥当ではないかと考えているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、別紙1に主な相違点がございます。

○井上課長 今の御説明で、資料5-3の「※書き」のところで、フラスカチ・マニュアルの抜粋を書かせていただいております。このマニュアルでは、「そこで述べられる勧告に全ての加盟国が従うことはできないかもしれないが、それらが目指すべき基準であることについてはコンセンサスが得られている。」とあり、これがフラスカチ・マニュアルの位置付けでございます。なので、このマニュアル自身は、完全準拠を全ての加盟国に期待しているものではないが、目指すべき基準という位置付けになっているという御理解をいただければと思えます。

以上でございます。

○澤木課長補佐 引き続き、別紙1の方でございますが、かいつまんで申し上げますと、例えばアメリカにつきましては、研究費の費目別について、固定資産を2007年まで減価償却費のみでとらえてきたところですが、2007年以降はフラスカチ・マニュアルと同じような形で、年間の総支出ということにとらえられているところがございますが、時点によって、若干対応が異なってきたところがございます。カナダ、イギリス、フランスにつきましても、それぞれ記載のとおり、ある時点まで対応していなかったり、ないしは直近データがとられていないという状況がございます。

科学技術分野につきましても、こちらの方は後ほどまた御説明させていただきますが、国によって対応状況が若干異なっているところが散見されております。

続きまして、別紙2、具体的な科学技術研究調査の対応状況でございますが、主に対応ができていない、「×」とか「△」のところについて、かいつまんで御説明させていただきます。

まず、部門分類の1の企業の範囲でございますけれども、科学技術研究調査の場合、先ほど資料1の御説明でもありましたとおり、一部の産業が対応していなかったり、一部の産業について研究活動が極めて低いという理由から調査対象としていなかったりするところがございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして6ページになりますが、こちらにつきましては、企業の中を更に分類するという観点で、フラスカチ・マニュアルの中では、民間企業については、どのグループにも属さない企業であるとか、国内のグループに属する企業とかに分けて分類すべきところについては、対応していないところがございます。

その下の従業者規模につきましては、現在、科学技術研究調査の場合は区分が若干粗いところがございますが、こちらにつきましては、今後、集計で対応していくことにしております。

ちょっと駆け足ですけれども、次の7ページに行かせていただきまして、大学についての分類で、フラスカチ・マニュアルの方は、主要活動タイプと下の段でございますけれども、大学について、それぞれ公立・私立のほかに、研究所あるいはセンターといった分類をすべきというところがございますが、科学技術研究調査の場合は、左にあるとおりの分類となっております。

こちらについては、もともと公立・私立は対応しているところですが、研究所あるいはセンターといった分類について、フラスカチ・マニュアルでも定義が不明瞭であるということから対応しておりません。

次の6番につきましては、後ほど同じものが出てまいりますので、ここでは説明を割愛させていただきます。

続きまして、8ページの真ん中辺りにある8番の地域的 분류でございます。こちら、イメージとしては、都道府県別の研究費とか研究者数といった地域区分での調査をフラスカチ・マニュアルでは言っているところがございますが、科学技術研究調査の調査対象が法

人単位ということで、地域別に研究活動の実態を回答させることについては、記入者負担が大きいという理由から、対応を見送るということで整理させていただいております。

次の9と10につきましても、同じ記述が後ほど出てまいります。ここでは割愛させていただきます。

9ページの11番でございますけれども、研究費の人件費部分について、もともと科学技術研究調査は、研究関係従業者数をとらえる際に、清掃スタッフとか警備員とか、いわゆる間接的サービスを行っている人もとらえているわけですが、その関係で、これらの人の人件費が計上されていることについては、フラスカチ・マニュアルでは、その他の経費とすべきと定義されているところでございます。こちらについては、フラスカチ・マニュアルに合わせて対応させていただくこととしております。

その下のその他の経費でございますけれども、2つございまして、1つは、研究施設の賃借料ということで、公的機関の研究施設が無償で利用できた場合の、その利用料について、フラスカチ・マニュアルは経費として計上すべきと言及しているところでございますが、こちらはやはり記入者負担が大きい、利用者が施設に対して利用料等を照会して回答するというのは、記入者負担が極めて大きいということから、見送ることとさせていただいております。

あと、消費税の取り扱いでございますが、研究費の中の消費税を除くべきというのがフラスカチ・マニュアルの考え方でございますが、科学技術研究調査の方は、小規模企業の会計がもともと税込み会計であるということをお勘案して、記入者負担の軽減という観点から、現行どおり税込みで調査をすることと考えております。

続いて、12番と13番の性格別研究費と製品・サービス分野別研究費でございますが、こちらは研究費の範囲について、フラスカチ・マニュアルでは固定資産などの資本的支出を除いた人件費などの経常支出のみで計上すべきと定義しているところでございますが、科学技術研究調査では、この資本的支出込みで調査しているところでございます。

こちらについては、もともと総額が固定資産を含めた、いわゆる資本的支出を含めた研究費になっているということから、分析等、データの利用上を考えた場合には、資本的支出込みの方がふさわしいということ。あと、記入者の方から見た場合に、資本的支出を除くというのがかなりの記入負担であるということから、見送ることとさせていただきたいと考えております。

続きまして、10ページの15番と16番の受入研究費と外部支出研究費の内訳でございます。この中で、企業部門の企業が支出している場合、ないしは企業に支出している場合については、更に同じグループの企業なのか、他のグループの企業なのかという区分。あと、外国につきましては、企業、外国の政府、民間非営利機関、高等教育機関など、資金の流れを詳細に把握する観点から、更に詳細な区分で調査すべきということをフラスカチ・マニュアルでは定義しているところでございます。

こちらについては、他府省から、区分の設定について要望があると伺っておりますので、

関係府省と調整して、今後検討していきたいと考えております。

もう一つ、受入研究費の方の政府部分について、今、科学技術研究調査では、国と地方という2つの区分でしかないわけですが、フラスカチ・マニュアルでは、更に公的一般大学資金という区分を設けて調査すべきとしております。この公的一般大学資金というものは、定義等の列に小さい字で書いてあるのですが、国・地方から高等教育機関に対して、研究教育活動全体を支援する目的で支払われる援助金というものでございます。

これを単独で把握するという点については、現在、例えば国立大学ですと、この公的一般大学資金に該当するのが運営費交付金に該当すると考えているのですが、科学技術研究調査の場合は、独立行政法人になる前の関係もございまして、運営費交付金を自己資金ということで整理して調査しているところがございます。したがって、これをいきなり公的一般大学資金の方に独立させて調査するというのは、調査結果そのものに大きな断絶が起きるといえることがありますので、この点については、関係府省と協議の上、慎重に検討したいと考えております。

最後、11 ページにありますけれども、研究者関係でございます。研究者につきまして、先ほど人件費のところでも申し上げましたとおり、警備員や清掃スタッフといった間接サービスを行う人も含めて、研究関係従業者数としてとらえているわけですが、こちらはフラスカチ・マニュアルの定義に合わせて調査対象から除いて調査することで対応したいと考えております。

また、研究者の年齢につきまして、科学技術研究調査では年齢別には研究者数を把握しておりませんが、こちらについては、繰り返しになりますけれども、もともと調査自体が法人対象にしているということもあって、一人ひとりの研究者の年齢を把握した上で回答いただくというのは、かなりの記入者負担と理解しておりまして、見送ることとさせていただきたいと考えているところです。

最後、18番の専門別内訳につきましては、もともとフラスカチ・マニュアルでは、最低でも自然科学、工学・技術、医学、農業科学、社会科学、人文科学といった6つの分野がございまして、こちらについては、企業等について、人文・社会科学は一括になってしまっているという点で、若干対応していないということ。更に、この下の分類についても若干対応できていないところがございます。これは、後ほど資料2の方で御説明させていただきたいと思っております。

以上が資料5-3の対応状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、資料5-4の統計委員会における意見への回答ということで御説明させていただきます。

まず、意見1でございますけれども、性格別研究費について、フラスカチ・マニュアルにおける定義と日本の科学技術研究の定義が異なっているのではないかと。例えば開発研究という言葉自体、フラスカチ・マニュアルだと「experimental development」と試験的開発という言葉になっているという点。

2 番目ですけれども、基礎研究について、日本の科学技術研究調査では「仮説や理論を形成するため」という文言が調査票の中に入っているわけですが、もともと OECD の方ではそういった文言は入れていないという御意見がございました。

性格別研究費の定義につきましては、フラスカチ・マニュアルの定義をそのまま訳すと、極めてわかりにくい抽象的な表現になるということもございまして、現在の表現としましては、フラスカチ・マニュアルの定義にのっとり、可能な限りわかりやすい文言に書き換えているという事情がございます。また、現行の表記については、前回の審議会でも審議され、了承されたものと考えております。

したがって、①の「開発研究」という呼称につきましては、1 つは、この性格別研究費の設定当時から使用してきた呼称ということで、特に継続調査客体についてはなじみのある呼称であること。また、性格別研究費の区分の中で「試験的開発」としてしまうと、何か特別な区分を設定したと思われ、「研究」という言葉がなくなってしまうことでの違和感があることから、現行どおり「開発研究」という言葉にさせていただきたいと考えております。

②の基礎研究の定義の説明文の中に、仮説や理論という文言が入っているということにつきましては、フラスカチ・マニュアルの中にも「仮説、理論あるいは法則を定式化し、検証するために特性、構造、関係を分析する」という事例として説明文がございまして、科学技術研究調査での定義はこの表現を取り入れたものということから、特段問題はないのではないかと考えております。

意見 2 でございますが、性格別研究開発費の算出について、フラスカチ・マニュアルでは経常経費と資本的支出のうちの経常経費の区分で考えるべきと言っているのに対して、先ほども御説明させていただきましたけれども、日本は資本的支出も含んでいるということでございます。

ただ、説明が重複いたしますけれども、研究費総額に資本的支出が含まれているということをお考えますと、「性格別研究費」「製品・サービス分野別研究費」にどのぐらいの研究費が投入されているかといった分析では、資本的支出も含めた研究費というものが必要になると考えております。

また、フラスカチ・マニュアルに対応するとなると、資本的支出を含めた研究費のほかに、資本的支出を除いた研究費の記入が必要になるということから、記入者負担が大きいと考えておりますので、基本的には、現行の形、つまり資本的支出を含めて調査をすることとしたいと考えております。

なお、フランスなどについては、性格別研究費について、資本的支出を含んだ総額ベースで OECD に報告するなど、国によっても対応が異なっている実情もございます。

意見 3 でございますが、資金源や支出先に関する機関分類で、親子関係、例えば同一グループ内での取引について、恐らく日本ではきちんととらえられていないのではないかと、いった御意見がございました。

こちらにつきましては、先ほどの外国の区分とあわせて、記入者負担に配慮しつつ、各府省と調整の上、今後検討していきたいと考えております。

意見4でございます。科学技術分野分類(FOS)と呼ばれているものですが、こちらはフラスカチ・マニュアルが2002年に出版された後、2007年にOECDの方で改訂されているということで、6大分類の中の分類はかなり違っているのではないかと御意見でございます。

研究者の専門別内訳については、科学技術研究調査の場合、研究者になじみの深い学科系統分類、こちらは文部科学省が作成している分類基準でございますけれども、これに則して区分してきてございます。したがって、フラスカチ・マニュアルへの準拠についても、統計の安定性・継続性にかんがみて、学科系統分類との整合性のとれる範囲内で対応してきているところでございます。

改訂されたFOS分類については、従来と同じ6大分類があつて、日本はそこには準拠してきているところではございますけれども、細分類に関しては、工業バイオテクノロジーなど学科系統分類にない区分が多数あつて、これに準拠することは、統計の安定性・継続性の観点から適当でないと考えております。

具体的な分類につきましては、本日の資料2のつづりの7ページ目に、改訂FOSということで2007年版の分類表を載せてございます。今、申し上げた工業バイオテクノロジーといった工学に該当するところにつきまして、こういった形で学科系統分類にないような区分があります。したがって、改訂されたFOS分類への対応につきましては、これまでと同様、学科系統分類との整合性のとれる範囲内で対応していきたいと考えております。

なお、OECDへのデータ提供依頼については、未回答箇所について改めて確認した結果、対応可能な箇所があることから、今後は回答してまいりたいと考えております。

次の意見5でございますが、研究者の年齢を調査できないかということでございます。こちら説明が重複しますが、実際には研究者個人ではなくて、総務担当なり経理担当が記入しているということを考えますと、全ての研究者の年齢を把握するというのは、記入者負担の面から現実的でない。

また、OECDから年齢に関するデータの提供は求められてはいるのですが、実際、OECDからはその状況について公表されていないというところがございます。私たちが調べた限りでは、アメリカ、オーストラリアについては調査を行っていないというところから、基本的には現行どおり、年齢についての調査は見送りたいと考えております。

意見6でございますが、研究開発の固定資本形成の計上については、導入に向けて内閣府で検討しているが、内閣府と総務省が協力し、これらの計測が進むように考慮することが必要という御意見でございます。

こちらについては、現時点で内閣府においてどういったデータが必要であるか、推計方法も含めて検討段階ということと承知しておりますので、調査事項の具体化は現時点では難しいと考えますが、今後とも内閣府と連携して対応していきたいと考えております。

意見7、フルタイム換算データについて、主に文部科学省が把握しているため、研究員の分類の文部科学省とのすり合わせが必要ではないか。特に、大学病院での研究時間や医局員の定義についても検討してはどうかといった御意見でございますが、こちらにつきましては、これまでも文部科学省とは連携して対応してきているところではございます。引き続き文部科学省と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

最後、4ページ目になりますが、意見8でございます。今回追加します特定目的別研究費の「震災からの復興、再生の実現」、「グリーン・イノベーションの推進」、「ライフ・イノベーションの推進」の3分野について、その範囲がわからないと今後の結果の継続性に影響するのではないかと。特に、震災からの復興については、東北地方の研究は全て包含できてしまうのではないかと。といった御意見でございます。

この御意見につきましては、「震災からの復興、再生の実現」「グリーン・イノベーションの推進」「ライフ・イノベーションの推進」の3分野の範囲について、総合科学技術会議で議論された第4期基本計画に例示としてまとめられていることから、調査票記入上の注意にその例示を掲載して対応していきたいと考えております。

最後になりますけれども、研究者について、主に研究を行うものについて按分値を掲載させるべきではないかといったことにつきましては、記入者負担の面から調査客体の意見を伺いまして、関係府省と検討してまいりたいと考えております。

資料5の御意見に対する回答ということでは、以上ですけれども、もう一つ、資料2と関係しますけれども、資料5-4に一部漏れているところがございます。前回の部会の資料の参考3の2つ目の丸の前半の方に書かれているのですけれども、読み上げます。

「フラスカチ・マニュアルに準拠することによって、厳密な国際比較が可能になるため、どれくらい準拠しているかをはっきり把握しておくことが重要。例えば、OECDは加盟国に統計を報告させ、それに基づいて国際比較統計を作っているが、これを見る限り、日本においては、空欄であったり、注記が多い」という御意見をいただいております。

これにつきましては、本日の部会資料2の方で御説明させていただきたいと思っております。

本日配布させていただいた資料の一番下に1枚物で席上配布させていただいているものなのですけれども、「(参考)資料2-1におけるOECDへ提供していないデータの区分」というものがあるかと思っております。

資料2-1は、科学技術調査の結果をOECDへ毎年2回、OECDの要請に応じて提供しているところなのですけれども、その提供状況をまとめた「科学技術研究調査OECDへのデータ提供状況一覧」というものでございます。ただ、こちらは内容が細かく、多岐にわたっておりますので、もう一枚、参考として別に配布させていただいております「(参考)資料2-1におけるOECDへ提供していないデータの区分」のペーパーで御説明させていただきたいと思っております。

データの区分としましては、資料2-1にありますとおり、全部で45種類ほどございます。その中から、一部提供できていない、ないしは全く提供できていないという、提供状

況で「△」とか「×」と記載されているものだけをまとめたのが、この参考資料となっております。

こちらを御説明させていただきますと、まず産業分類関係でございますけれども、OECDからはISIC3.1とISIC4の2種類のバージョンで提供を求められているところがございますが、産業別につきまして、研究費ないしは研究関係従業者数、研究者数といったところについて、一部提供できていない、ないしは全く提供できていないところがございます。

まず、ISICとは何かということですが、こちらにつきましては、資料2-1の後ろに別添2、9ページ以下にISIC3.1とISIC4という表を付けてございます。こちらは、いわゆる国際標準産業分類と呼ばれているものでございまして、基本的には科学技術研究調査の場合は日本標準産業分類については準拠しているところなのですが、日本標準産業分類も基本的には国際標準産業分類に対応するような形で分類されていると伺っております。

それが、別添2で9ページから11ページまでがバージョン3.1のもので、13ページから17ページまでがバージョン4の分類となっております。こちらの別添2と別添3で網かけのある部分が産業分類で対応ができていない、つまりOECDへ提供できていない部分となっております。

概要を申し上げますと、基本的には対応する分類がないもの、ないしは定義が合わないということでデータ提供できないということで、こういったグレイの箇所が提供できていない分類が発生しているところがございます。

あちらこちらに飛んで恐縮ですが、（参考）資料2-1のデータ区分の1枚紙の方に戻っていただきたいのですが、産業分類の中で最後、下から2つの13番と14番、日本語訳で、「提供される産業別『研究及び開発』におけるR&D」というところです。これは、主産業が研究開発に分類されている企業で、従産業についてのR&D比を提出せよという内容の設問でございますが、科学技術研究調査の場合、従産業についての研究開発費を調査していないことから、こちらは全面「×」という形になっております。

それ以外の産業分類は、基本的には主産業ごとの研究費ないしは研究関係従業者数といったものでございます。

続きまして、科学分野分類（FOS）につきましては、先ほどの6大分類についてはほぼ分類として対応しているのですが、それより下の分類について、工業バイオテクノロジーなど、一部調査していない、区分されていないということから、対応していないといったところがございます。

なお、35番につきましては、もともと女性の研究者の専従換算値をとっていないことから、こちらは全面「×」となっております。

続いて、「外国」区分の内訳。外国については、先ほど資金源ないしは提供先の外国の詳細な区分がないということから、対応できていないところがございます。

また、公的一般大学資金、従業員階級、女性研究者の専従換算値、年齢階級といったと

ころで対応できていないところがございます。

以下、フラスカチ・マニュアルにおいて必ずしも推奨されていない区分なのですが、データ提供依頼が来ているものということで、1つは教育分類、いわゆる学歴に相当するようなものの研究者数、研究費のうち防衛費、性格別研究費の経常支出、国籍といった部分で対応できていないところがございます。

なお、社会経済目的。こちらは、日本の場合、政府部門は対応しているのですが、企業部門ないし高等教育機関もということで、フラスカチ・マニュアルはそこまで言及していないところがあって、「△」になっております。

以上が資料2-1の内容となっております。

続いて、資料2-2でございますが、先ほどの統計委員会の意見の中で、データにコメントが付されている部分につきましての資料でございます。

私どもから OECD の要請に応じて提供したデータを、OECD の方で更に各国比較ができるような形でまとめて公開しているわけですが、その公開しているものが資料2-2の標題になっております「Main Science and Technology Indicators」という、いわゆる MSTI と呼ばれているものですが、こちらの方に基本的には各国まとめられて公表されている形になっております。この中で、日本のデータについてコメントが付されているということを御指摘いただいたところでございまして、それについての内容をまとめたものとなっております。

資料2-2の1ページ目ですが、概要ということで、こういったコメントがどういふものに対して付されているのかをまとめたものでございます。

この資料では脚注という言葉を使わせていただいておりますけれども、コメント、脚注については、基本的には OECD の方で「Standard Footnotes」という形で20種類の脚注をもともと定めておりまして、それを基に OECD が付したものでございます。

日本の場合は、全部で6種類ほどございまして、入手可能な直前のデータと不連続なものは前年とデータの断層が起きているという趣旨かと思われまます。

あと、各国データに基づく（OECD）事務局による推計または予測値、フラスカチ・マニュアルに対応するように事務局で調整したもの、経常的支出の内部使用研究費のかわりに、総額の内部使用研究費になっているもの、過大値または過大値に基づく値、過小値または過小値に基づく値という、全部で6種類のコメントがありまして、それぞれ研究費なり研究者数なりに付されているのですが、具体的には、1枚おめくりいただきまして、詳細版になっております。

詳細な説明は割愛させていただきますが、例えば研究者数のフルタイム換算値について、1995年に「1」。つまり、過大値または過大値に基づく値という記載がありますが、これは恐らくフルタイム換算値を1995年までは提供していなかったもので、専従換算値を提供し始めた年との差で、過大になっているとコメントを付されたものと推測しているところでございます。こういう形でいろいろコメントが付されているところでございます。

これらのコメントについては、不適切なものについては、今後、我々の方から OECD に対して照会して、適切なものに改めてもらうなど、対応していこうと考えております。

前回までのフラスカチ・マニュアルの対応状況と資料について、御説明を終わらせていただきます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの調査実施者の説明に対しまして、御質問、御意見がございましたらばいただきたいと思います。いかがでしょうか。前回の資料 5-3、それから本日の資料 2 及び参考資料を用いて、詳細に現在の科学技術研究調査の内容と、フラスカチ・マニュアルとの相違点、それから今後の予定をお示しいただきました。どうぞ。

○北村委員 ただいまのお答えに対する質問というわけじゃないのですが、話を聞いていますと、OECD の統計とどういふふうにしり合わせるかという話だと思うのです。それは、恐らく今、御説明にあったように、産業分類とか学問分類とか、もっと広い意味での統合といいますか、調整が必要になる。

特に、ヨーロッパ、EU ではいろいろな経済統合が進んでいるので、いろいろな統計あるいは学問とか研究開発、産業、全てのものについて統合的な見方をしようという動きがあると思うのですが、それにほかの各国がどれぐらい対応すればいいのかという話は、このフラスカチ・マニュアルとか科学技術研究調査だけに限らない話だと思うので、恐らく統計委員会など、どこかしかるべきところで、国際比較のためにどういふ対応をするべきかという話をしていただきたいと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。この国際比較という観点は、現在の基本計画の中でも重要な点として挙がっております。今回、科学技術研究調査の範囲内で、具体的にいくつか問題点があると御理解いただければと思います。確かに産業分類とか学問分野の分類等は、科学技術研究調査の中だけで解決できるものではありませんので、こういう現状であるということをご理解いただければと思います。

それから、フラスカチ・マニュアルにも記載されていますが、全てマニュアルに準拠すべきだというものでもない。科学技術研究は、その国なり、あるいは社会なりの特質による部分もかなりあるかと思しますので、その辺にどういふふうに対応していくかに関しては、今後検討すべきものではないかと思します。その点に関しては、統計委員会において私からも申し上げるつもりであります。

ほかに御意見。どうぞ。

○西郷委員 うまく言えるかどうかわからないのですが、前回の資料 5-4 の意見 2 で、資本的支出を含めるべきか、含めないべきかということについて、もう少し詳しくお考えを説明いただければと思います。

どういふことかと言いますと、先ほどの御説明では、実際のところ、資本的支出というものまで含めて研究費があらわれているのだから、それをとらえる方が適切であるという御判断だったと私は理解いたしました。このところは、多分異論というか、意見があり

得るところで、すなわち研究というものがどんな仕組みで行われているのか。研究の量をどうはかるのかというのも、それ自体、すごく難しいのですけれども、基本的にはそれはフローではかられるべきものである。

例えば、1年間でこれぐらいの研究が行われました。そのフローとしての研究に対して、それはアウトプットですね。フローとしてのアウトプットとしての研究に対して、インプットがどれぐらいあったらどうか。それをはかることによって、研究に費やされたエネルギーないしは資金と、それからアウトプットとしての研究がどれぐらいあるのか。つまり、生産性というのがどんなふうにはかられるのか。そういう発想がこのフラスカチ・マニュアルの裏にはあるのではないかというのが、私の印象なのです。

そういたしますと、理想的には、人件費あるいはフローとしてどれぐらいのインプットがあったのかということで、まずは経常経費というものに注目して、本来は実験設備なども使って研究が行われますので、その実験設備のうち、稼働率に対応するような概念だと思えるのですけれども、どれぐらいの部分がこの1年間で使われて、人的資本なり、労働力がどれぐらい使われて、これぐらいの研究が行われた。そういうフローとしてのインプットがどれぐらいあって、フローとしての研究、アウトプットがどれぐらいあったのか、その対応関係をとらえたいというのが、このフラスカチ・マニュアルの基本的な発想なのではないかなと私には見えたのです。

そうすると、できればインプットとしての経常経費をはかるべきだということも、一つの意見ではないかと思うのですけれども、この資本支出を含めるべきなのか、含めないべきかということの基本的な発想の整理ですね。この統計が何をはかろうとしているのかということに関わると思うのです。その点について、それでもそもそも論のレベルで資本支出も含めておいた方がいいのかということに関しては、もう一段上の整理が必要かなという感じもするのです。

○北村委員 追加的に今のことですけれども、前回の資料5-3の別紙1、9ページの項目11の内部使用研究費を見ると、人件費、原材料費、有形固定資産購入費という部分がありまして、これは多分投資の部分だと思うのですね。その次の12の性格別研究費のところに、資本支出と経常支出を両方含んでいるという話が出てくるのですけれども、11の情報を使うと、フローの投資の部分というのは固定資本形成の部分がわかるのではないかと思います。しかもそれに丸が付いているので、恐らくその情報は提供されているのだと思うのです。

ただ、ストックの情報とフローの情報の区別というのは、バランスシートのような形でちゃんと出ているのかどうかということは、ちょっとわからないのですけれども、この情報を使えば何らか区別できるという意図があるのでしょうか。その辺は、私もちょっとわからないのですけれども、教えていただければと思います。

○井上課長 これは何を計測するための統計かという御質問なのですが、第4期科学技術基本計画だと、官民合わせての研究費がGDPの4%を目標にするということで、現在3.57

なので達していない。ということで、我が国全体としてのインプット、要するに資本的支出を含めまして、どれだけ科学技術研究に投入しているかということ、国全体の達成度をこれではかっているというのが実情でございます。なので、まず資本を入れたものをとっていく必要が、時系列の関係からもございます。

○澤木課長補佐 北村委員の御質問は、内部使用研究費の中で有形固定資産購入費という形で、いわゆる資本的支出部分をとらえていて、これを使って、例えば性格別研究費の経常支出部分といったものを明らかに推定することができるかという御質問だったと理解させていただきます。

それにつきましては、今回、この表を整理する際に我々もそこは考えてみたのですが、客体によってこの比率というものがかなり違うところもございますので、11番の費目別の内訳を使って、何らかの経常費部分を性格別ないしは製品・サービス分野別に推定するのは、ちょっと難しいと我々は考えているところでございます。

○北村委員 ストックの資本のベンチマークみたいなものは全然調べていないのですか。科学技術関係の資本ストックが何年度にどれぐらいあったとか。12番に出てきている性格別研究費というのは、フローの資本形成に使われたお金ですね。

○植松課長補佐 質問の意図を理解していないかもしれませんが、まず資本的支出の動向に関しては、総額の研究費ベースでは資本的支出と経常支出が分かれてとれております。

ここに書いてある「×」とは何かと言いますと、分野別、例えば製品・サービス分野別、あるいは目的別分野といったものに関しては、経常的支出と資本的支出を分けてとっていないので、総額ベースのものしかわからない。それで、フラスカチ・マニュアルによりますと、資本的支出は除いた部分、経常的支出において製品分野別をとってこういう内容になっております。

それで、北村委員がおっしゃった意味で言いますと、今、科学技術研究調査におきましては、有形固定資産の購入費という形では毎年とってきていますが、ストックという形で積み上げるとなると、減価償却はとっているので擬似的に推計はできるかもしれませんが、直接的に時価でストックが幾らかというバランスシートは、とっていないというのが実情です。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○鷺谷専門委員 御説明いただいた現状と方針について、全て細かいところまではフォローできなかったのですが、方針はおおむね妥当ではないかと思いました。統計調査の設計においては、国際比較のためのデータを提供するというのも重要ですが、国内で時系列に比較していくようなことができることも大切ですし、一方で研究の現場にそれほど負担をかけてはいけないということもあると思うのです。

それらをバランスよく考えて、一部、マニュアルから離れた部分があるというのは仕方ないことだと思いますし、国際比較を行うに当たっては、日本だけが準拠していても、国

際比較が必ずしもできるわけではなくて、各国の現状などを見ますと、日本がかなりの労力をかけて報告したとしても、比較が難しいということもあると思います。

その3つのことをうまくバランスしながら方針を決めていくことが重要だと思うのですが、先ほどの御説明では、そういうことがある程度うまくできていたのではないかという印象を持ちました。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。今の西郷委員、北村委員の御指摘の点は、概念そのものに関する御議論であって、確かにフラスカチ・マニュアルの考え方と科学技術研究調査のこれまでとってきた考え方とは、100%合っているわけではないことは事実ですが、先程、鷲谷専門委員の方から御指摘のあったとおり、統計の継続性等を考えると、表章の段階で何らかの形で対応できるのであれば、それでいいと思いますが、調査の大きな枠そのものを変えるということになると、これはかなり時間をかけて検討する必要があることだと思います。

今回の諮問に対して、審査メモで指摘されたフラスカチ・マニュアルに対する対応方策に関しては、かなり詳細に検討していただいたと私も評価したいと思います。

ということで、このフラスカチ・マニュアルに対する対応に関しましては、特に御異論がなければ、一応この部会で御了承いただいたことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○中川統計審査官 1つ整理をお願いしたいのです。資料2でOECDへのデータ提供の状況について説明がありましたが、提供していないデータについて資料2-1の参考に示されています。その理由について、例えば定義が合わないから提供していないなど、理由についてパターン化した説明は出来ないのでしょうか。また、日本が提供したデータについてOECDが注を付しているものがあるということですが、その理由をもうちょっと整理してまとめた形で説明いただくとありがたいのですが。

○澤木課長補佐 まず、データを提供していない理由につきましては、産業分類につきましては、基本的には2つあります。1つは、そもそもその分類をとっていないというのがあります。もう一つは、近いところでとれているようではあるけれども、定義そのものがしっかり当てはまっていない。OECDが要求しているカテゴリーとイコールになっていない。つまり、一部しかとれていないということで、提供していないところが多いと理解しております。ただし、先ほど申し上げました13と14の従産業については、そもそも調査していないところがございます。

あと、科学分野分類につきましては、もともと学科系統分類を基礎としてやっているところがございますので、それと対応がとれていないものについて提供していないというところでございます。ただ、一部、よく見てみると、対応しているにもかかわらず、若干提供していないところも散見されますので、そういったところは、当然、今後提供していくことにしております。

あと、外国の区分、公的一般大学資金、従業員階級、FTE、年齢階級といったところは、そもそも提供できるデータがないということから、提供しておりません。

あと、教育分類、防衛費、経常支出、社会経済目的、国籍につきましても、提供できるデータがない、調査していないということから、提供していないところでございます。

○井上課長 今、御説明いたしましたように、この調査プロパーの問題というより、日本全体の産業分類と国際的な基準の不整合というところで、提供が難しくなっているものが最初。

それから、日本は学科系統分類に則してやっていかないと、この統計がうまくとれないと思っているのです。ただ、OECD がそれとは全然関係なく非常に詳細に学問分野を定めていますので、そうしたところから若干食い違いが出てきているというのが、この科学技術分野分類です。

それから、データをとっていない部分につきましては、中川統計審査官の方からも後ほど御説明があると思いますが、今後、私どもとしても検討課題としてデータをとっていくことを検討すべきものも含まれております。

それ以外の、女性だけの専従換算率はとれないかというのは、基本的に文部科学省が例えば大学の専従換算率をお作りになっておられまして、それを私どもがいただいて計算しているのが実情です。そもそも企業に女性だけの専従換算率を聞けるのかというと、実査上は難しいのではないかと。

年齢につきましても、先ほど御報告いたしましたように、これはこの調査の仕組みが法人調査、要するに研究者個人に聞いていないので、一人ひとりの年齢を聞いていくのは非常に難しいということもあるところでございます。

あと、フラスカチ・マニュアルには推奨されていないけれども、OECD が各国に照会をかけているものがございしますが、これは、そもそも準拠を求めている事項ではないかと考えます。

もう一つ御質問いただいたコメントの件でございます。こちらについては、我々の方でわかっているものもございしますし、なぜこうなっているのかわからないものもございします。

脚注記号で申し上げますと、「a」の入手可能な直前のデータと不連続であるとか、「k」の経常的支出の内部使用研究費のかわりに総額の内部使用研究費を使用といったところについては、その理由というのは先ほど申し上げましたとおりの FTE の関係とか、性格別研究費のような資本支出が含まれているといった理由から、付されているだろうということは大体推測しているところですが、それ以外の「b」ないし「e」、または「m」といったところにつきましては、事情として、なぜ過小なのかというところはわからないところでございます。

OECD の事務局によって、推計または予測とか、事務局が調整した結果というところについても、なぜそういう調整をしているのかというのは、しっかり把握はしておりません。ですので、こういったところは今後、きちんと OECD の方に照会して明らかにしていこうと

考えております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。この点は、議論をするとかなり時間を要するようでございますが、とりあえずフラスカチ・マニュアル、それから OECD の Main Science and Technology Indicators との対応に関しては、十分詰めていただいたと思いますし、それらを今後どういう形で反映させていくかということに関しては、答申の方でもある程度触れておりますので、そちらの方に移りたいと思います。もしそれ以外、今、議論になりました点以外に関しまして、御質問、御意見等があれば、事務局の方にお寄せいただければと思います。

ということで、とりあえず審査メモに沿った審議は、一通りここで終了させていただきまして、答申（案）の審議に入りたいと思います。

前回の部会の資料 6 として、事務局に作成させました答申（案）については、前回の部会で事務局より説明をいたしました。この答申案に関して一部修正した上で、本日の資料 3 として配布しております。また、前回配布いたしました答申（案）に関連する御意見が家専門委員より提出されておりますので、それらをまとめて事務局の中川統計審査官から説明をお願いいたします。

○中川統計審査官 それでは、資料 3 を御覧になっていただければと思います。最終的には、部会長と調査実施者と相談した上で、案を再検討いたしました。

概略説明いたしますと、今回の承認の適否ですが、これについては、科学技術研究調査の変更を承認して差し支えないが、一部、修正が必要であるとしています。

調査事項の変更ですが、特定目的別研究費の変更。3 分野を追加するということが、これについては適当である。

なお、新たに追加する 3 分野の研究費については、報告者に誤解を生じさせることがないよう定義を明確にして、例示を入れるなどの配慮が必要であるという意見を付しています。

それから、研究者の専門別内訳の変更ですが、「情報科学」と「心理学」を追加するという計画ですが、これについては適当であるとしています。

その下のなお書きのところは、今回追加をいたしました。これは、前回の平成 13 年の統計審議会答申において、「今後の課題」に対応したものであるという念押しのための文言を入れました。

それから、性格別研究費の定義の記述の変更の 3 行目ですが、「基礎研究によって発見された知識を利用」した研究に係る費用に限定して記載するものとの誤解が生じ得ることから、変更するということです。

これについては、より正確な回答を得るための変更であり、適当であるとしています。

続いて、標本設計の変更につきましては、研究の実施と従業員規模とが相関関係にあることから、研究費の結果精度の向上を図るための変更であり、適当であるとしています。

なお書きについては、前回の答申の「今後の課題」として挙げられていましたので、これについて対応したものであるという2行を新たに追加しています。

それから、「また」以下のところでは、前回説明しましたように、独立行政法人等の8法人について調査票甲で調査を行っている。これらは、調査票設計上は調査票乙に分類することが望ましいとしています。なお、この変更にあわせて、調査票甲の名称については、「調査票甲（企業A）」及び「調査票甲（企業B）」とすることが必要であるとしています。

それから、科学技術研究調査の指定の変更ということですが、理由のところでは、「科学技術研究調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもある。新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分している。基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でないということですので、今回、5ページ目ですが、基幹統計の名称を「科学技術研究調査」から「科学技術研究統計」に変更することは適当であるとしています。

それから、今日議論しましたが、フラスカチ・マニュアルへの対応です。

審議の結果、①として、フラスカチ・マニュアルは、科学技術に関する統計の国際的な標準マニュアルであるものの、OECDより完全に準拠することを求められているものではなく、欧米諸国においてもその準拠状況に差がある。これは調査実施者の説明のとおりだと思います。

フラスカチ・マニュアルに完全に準拠する場合、相当の報告者負担になることから、国際機関からの要望や国内での活用方法などを十分踏まえた上で実施する必要がある。これは、調査実施者から説明があったとおりだと思います。

この点を踏まえて、今回、一致させたいという調査実施者からの回答もありましたので、今回調査より対応すべきとして、清掃、警備等の間接サービスを供給する者に係る研究費及び研究者数。それから、従業員規模別集計の集計区分については、フラスカチ・マニュアルと一致させるということを指摘しています。

それから、4番目の今後の課題ですが、最初のなお書きのところを今回追加いたしました。前回答申で指摘された標本設計の改良、それから、研究者の専門別内訳の区分等の見直しについては、今回の変更で対応しています。それから、大学等における研究者の専従換算係数の更新、インターネット等を活用した調査の導入については、既に対応済みであるという文言を入れています。

それから、今後の課題として、アですが、定期的な見直しについて、前回の資料では2年に一度見直しを行うべきであるという表現をしていました。

これにつきましては、参考2の資料を見ていただければと思います。家専門委員から提出された御意見です。「『本調査の活用可能性の向上のための不断の見直しを行い、少なくとも2年に1度は調査事項等の見直しを行うべきである。』との表現については、その趣旨は理解できますが、答申としてはやや縛りが強くなりすぎるのではないか」、「例え

ば科学研究費補助金の分科細目表の見直しは5年に1度を目安としていることと比較しても、2年という期間はやや短すぎるのではないかとの感じを抱きました」との御意見が提出されました。

これにつきましては、部会長と調査実施者と十分議論しました。その結果、科学技術基本計画が科学技術基本法に基づいて策定されています。法律上、5年という明記はありませんが、事実上、5年置きに策定されています。当然、これに沿って改正するというのも考えられますので、少なくとも科学技術基本計画の策定に合わせて調査事項の見直しを行うべきであるという表現をとりました。昨年、策定されましたので、今回は28年になると思います。

それから、イのフラスカチ・マニュアルへの今後の対応ですが、これは前回とほぼ同じですが、5行目辺りで「しかしながら、この検討については、26年調査実施までに結論を得るべきである」としています。

これ関連した御意見として、家専門委員から「『・・・この検討については、平成26年度調査実施までに一致させる方向で行うべきである。』との表現について」として、2ページ目の最後の方にありますが、「いずれにせよ、科学技術研究調査をより有効なものにするための改善検討においては、調査を実施する統計局、回答側、分析研究に当たる文科省科学技術政策研究所等の当事者間の緊密な連携が肝要と考えます」という御意見がありました。

前回、この検討については、平成26年調査実施までに一致させる方向で検討するとしていましたが、当然、フラスカチ・マニュアルと一致していないということが2行目に書いてありますので、一致させる方向で検討するのは間違いないので、しつこく一致するという表現をとるのはどうかということで、「一致させる方向で」という文言を削りました。一致させるかどうかを検討した上で結論を出してほしいということで、平成26年調査実施までに結論を得るべきであるという表現にしました。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、早速、この答申（案）の審議に入りたいと思います。今、説明のあった答申（案）に対する審議の進め方ですが、項目ごとに順に審議していきたいと思います。

まず、1の「（1）承認の適否」でございますが、これは最終結論でございますので、「（2）理由等」の審議が終わった後で最終的な御審議をいただければと思います。

それでは、（2）理由等のア 調査事項の変更のうち、「（ア）『特定目的別研究費』の変更」でございます。

最初のパラグラフは、変更の内容を記しておりまして、第2パラグラフのところで、「これについては、我が国における科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画における重点分野の研究費を把握しようとする変更であり、適当である」という結論でございます。

ただ、なお書きのところに、報告者に誤解を生じさせることのないよう定義を明確にすべきであり、そのための配慮が必要であると付け足しておりますが、この部分に関しましてはいかがでしょうか。表現等につきましても、特に御意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。では、「(ア)『特定目的別研究費』の変更」については、御了承いただいたとしたいと思います。

2ページでは、こういうスタイルはごく最近ですが、表1、表2のような形で具体的に内容がわかるような説明を付け加えております。

その次、「(イ)『研究者の専門別内訳』の変更」でございます。具体的には、自然科学部門の理学に「情報科学」を、その他の部門に「心理学」を追加するという計画でございます。

第2パラグラフでございますが、これについては、「国際比較性を向上させるとともに、我が国における研究者の専門分野及び研究者数をよりの確に把握するための変更であり、適当である」という結論でございます。

その下のお書きのところは、今回追加された部分ですが、平成13年の統計審議会答申の「今後の課題」とされていたもの見直しに対応したものになっているという補足の説明でございます。この部分に関してはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、この部分に関しましても御了承いただいたということにしたいと思います。

表3の方は、現行と変更内容との対照表でございます。

それから、3ページの下「(ウ)『性格別研究費』の定義の記述の変更」ということでございます。これは、統計委員会でも指摘されました点であり、応用研究に関して、3行目でございますが、「基礎研究によって発見された知識を利用」という部分を削除するということでございます。

これについても、表4の上の行で、「より正確な回答を得るための変更であり、適当である」という判断でございますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、この部分に関しましても御了承いただいたということにしたいと思います。

続きまして、4ページ、「イ 標本設計の変更」でございます。今回、新たに従業員規模に関して、標本設計のときにその情報を利用して研究費の結果精度の向上を図るというものでございます。この点に関しては、よろしいでしょうか。はい。

○西郷委員 細かい文言の問題なのですが、**「無作為系統抽出」**という言葉が出てくるのですが、ここは**「系統抽出」**だけにした方がいいと思います。ちょっと細かい話をすると、**randomized systematic sampling** というやり方はあるのですが、それは、

最初に並び方を全部ランダムに並び替えて、その後、系統抽出をするというやり方を言っています。ただ、ここは多分やり方が違って、従業員規模順に並べて、その後に系統抽出するやり方ですね。そうすると、それは ordered systematic sampling と呼ばれているものになるので、この文言から受ける印象と違うやり方が使われています。

日本語で言う場合には ordered systematic sampling の場合にも、ただ単に系統抽出と言う場合が多いような気がしますので、無作為という言葉をあえて入れない方がいいのではないかというのが私の意見です。

○植松課長補佐 今、西郷委員からの御指摘を踏まえさせていただくと、上から3行目に320層からの無作為抽出しているものを書いてあるのですけれども、これも現状、系統抽出でやっています。無作為抽出という意味には違いないと思いますけれども、細かい話なのですが、どういうふうに言えばよろしいか。

○西郷委員 厳密に言うと、系統抽出というのと無作為抽出というのは、似ているけれども、ちょっと違うものだという整理になっているので、もし下を系統抽出としたとすると、上も無作為とは言わずに系統。上でも系統抽出という言葉を使った方が、より厳密になります。

○廣松部会長 そうですね。現状も完全に無作為にやっているわけではないわけですね。

○植松課長補佐 そういう意味では、無作為抽出ではないと思います。

○西郷委員 こういう細かい話をする場所なのかどうか、わからないのですけれども、並び方がランダムであれば、無作為抽出しても系統抽出しても、結果的にはそんなに変わらないので、総務省ではよく系統抽出を使われていることが多いのですけれども、系統抽出をすることをもって無作為抽出と仮に呼んでいることが多いのですね。この上の段は、それに倣った言い方になっているのだと思います。

ただ、下の方は、無作為系統抽出と言うと、これは明らかに誤解されることなので、何か違う言葉を充てるべきだと思うのです。系統抽出という言葉にするか、そうでなければ、系統抽出することをもって無作為抽出したのと同じになっているのだと解釈して、無作為抽出という言葉にするのか。もし無作為抽出と言うとすると、順番に並べているという作業が入っているので、これは明らかに無作為抽出とは大分違った性質のものになっているので、ちょっと不正確かなという感じはします。

すごく細かいことなので、後で相談するのでもいいと思います。

○廣松部会長 それでは、標本設計の変更の3行目の「無作為に抽出しているが」という部分と、4行目の「無作為系統抽出に変更する」という表現は、少し考えさせていただくことにして、具体的な内容は今、西郷委員、調査実施者の方から説明があったとおりでと思いますので、それを基に誤解を生じないような形の表現を少し工夫したいと思います。

それ以外の点に関して、よろしいでしょうか。

それから、先ほど説明にもありましたとおり、その下のなお書きのところは、これも前回の答申の「今後の課題」に対応したものであるということも補足的に加えております。よ

ろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、その次の段落、「また」のところですが、独立行政法人等の8法人が現在「企業等」の中に含まれてしまっている。それを非営利団体・公的機関に分類し直すということ、具体的に言うと、調査票甲から乙の方へ移すということでございます。これはよろしいでしょうか。

それに伴い、調査票甲の名称について、「(企業A)」「(企業B)」と変更するというものでございますが、この点もよろしいでしょうか。特に御異議ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 それでは、ここの部分も御了承いただいたとします。ただ、先ほど申しました、上から3行目、4行目の部分の表現に関しては、修正を加えることにしたいと思えます。

それから、4ページの「2 科学技術研究調査の指定の変更(名称の変更)」でございますが、現在の「科学技術研究調査」というものを「科学技術研究統計」に変更するというものです。これは、現在の統計法の基本方針に沿ったものであると思えますので、名称を変更して差し支えないということでございますが、よろしいでしょうか。ちょっと余談ですが、調査によっては、何とか調査という言葉がずっと使われてきたものですから、調査という言葉を残して「調査統計」とすべきではないかという意見もありますが、「科学技術研究統計」に名称を変更することにしたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 それでは、「3 フラスカチ・マニュアルへの対応」の部分ですが、まず、これは調査実施者の方から御提案があった、次回から対応することが可能な点、①清掃、警備等の間接サービスを供給する者に係る研究費及び研究者数、②従業員規模別集計の集計区分の2つに関しては、対応する。それ以外の点に関しましては、今日いろいろ御意見をいただきました。対応が即座に可能ではないものも含まれておりますので、今後の課題というところにまとめております。この「3 フラスカチ・マニュアルへの対応」の部分に関しましてはいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 特に反対はございませんか。それでは、この部分もお認めいただいたということにしたいと思えます。

続きまして、「4 今後の課題」でございます。

まず、今後の課題の2行目、なお書きのところは、前回答申で指摘された問題に関しては、既に対応済みであるということの説明として加えてあります。実質的には、今後の課題として、5ページの下「ア 定期的な見直し」、それから6ページの「イ フラスカチ・マニュアルへの今後の対応」の2点です。

まず、「ア 定期的な見直し」ということに関しましては、具体的には6ページの4行

目、「そのため」以降でございますが、「科学技術政策を推進する文部科学省等の関係省庁や科学者の代表機関である日本学術会議等の関係団体と定期的な意見交換を実施するなど情報の共有化を図り、本調査の活用可能性向上のための不断の見直しを行ない、少なくとも科学技術基本計画の策定に合わせて調査事項等の見直しを行うべきである」という指摘でございます。この点について、どうぞ。

○鷺谷専門委員 前のときに「2年」というものがあつたよりは、ずっと適切になっていくと思います。それで、「科学技術基本計画の策定に合わせて」というのもいいと思うのですが、その間がちょっと唐突なような気がしますので、理由を示すような言葉を少し入れてはどうかと思います。

この文章も前の文章も長いので、適切かどうかわかりませんが、例えば「統計情報が政策の立案評価に資するものとの観点から」というようなことを入れると、この計画の策定に合わせるという理由も示せるのではないかと思います。家専門委員の御意見も大変妥当で、でも家専門委員は5年というのを科研費の分科細目の方から言っているんですけども、ここで書いていただいた計画に合わせるという方が妥当だと思うのですが、急に出てきますので、文章を直して、上の方にも政策との関連に関わる表現もあるのです。それと統一するのか、直前に今、言ったようなことを加えることが必要だと思います。

それから、この点は日本学術会議の提言を取り入れてくださっておりますので、家専門委員、今日いらっしゃらないので、私の方から感謝申し上げます。

○廣松部会長 ありがとうございます。確かに今、読み上げました4行目の「そのため」以降は文章が大変長いですね。そうすると、今、鷺谷専門委員の方から御指摘いただいたとおり、「情報の共有化を図り、本調査の活用可能性向上のための不断の見直しを行ない」で文章を一旦切った方がよろしいですか。この部分の重要なポイントは、家専門委員からも御指摘のあつたような、文部科学省や関係省庁、更には日本学術会議等の関係団体との情報の共有化を図るということですので、「活用可能性向上のための不断の見直しを行うべきである」という形で文章を1つ切ることにしてしましよう。

あるいは、「少なくとも科学技術基本計画の策定に合わせて調査事項等の見直しを行うべきである」という文章を、4行目の「そのため」のところに入れた方がいでしょうか。具体的には、3行目から4行目ですが、「科学技術施策等の変化に遅滞なく対応していくことが求められているため、少なくとも科学技術基本計画の策定に合わせて調査事項等の見直しを行うべきである」で文章を切って、「また、科学技術政策を推進する文部科学省等の関係省庁」云々と「情報の共有化を図り、本調査の活用可能性向上のための不断の見直しを行うべきである」とするということですが、鷺谷専門委員におっしゃっていた趣旨に沿っていると思いますので、それでよろしいでしょうか。

○鷺谷専門委員 結構です。

○廣松部会長 この点、よろしいですか。

○中川統計審査官 はい。

○廣松部会長 調査実施者の方もよろしいですか。

○井上課長 特に異論はございません。

○廣松部会長 ありがとうございます。では、今、申し上げましたような修正を行うことにします。もう一度確認のために読ませていただきますと、3行目の最後のところから、「科学技術施策等の変化に遅滞なく対応していくことが求められているため」とし、下から2行目のところから続けて「少なくとも科学技術基本計画の策定に合わせて調査事項等の見直しを行うべきである。また、科学技術政策を推進する文部科学省等の関係省庁や科学者の代表機関である日本学術会議等の関係団体と定期的な意見交換会を実施するなど情報の共有化を図り、本調査の活用可能性向上のための不断の見直しを行うべきである。」とします。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、そこはそのような形に修正することにいたしまして、まず「A 定期的な見直し」の部分はよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

続きまして、「イ フラスカチ・マニュアルへの今後の対応」でございます。これに関しては、現在、フラスカチ・マニュアルと一致していない部分があることは、先ほど詳細に御説明いただいたとおりでございますが、それはやむを得ないと判断した上で、以下①から④に関しては、平成26年調査実施までに結論を得るべきであるとするということでございます。

前回お示した素案では、一致すべくという言葉を入れたわけですが、検証の結果必ずしも一致するかどうかわかりませんので、検討した結果を、平成26年調査実施までに結論を出していきたいということです。現時点から言いますと、2年ぐらいの期間ということになります。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 それでは、2 フラスカチ・マニュアルへの今後の対応に関しても、お認めいただいたということにしたいと思います。

そこで、最初に戻りまして、1ページの「(1)承認の適否」でございます。ここは、承認をするための要件、統計法第10条各号の要件を満たしている、あるいは適合しているため、今回の科学技術研究調査の変更を承認して差し支えないというものでございますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。では、承認に関しても差し支えないということで、この部会の結論とさせていただきます。

そういたしますと、修正箇所として、4ページ目の標本設計の変更の2行目の「320 層

から無作為に抽出している」という表現と、3行目から4行目にかけて、「従業員規模に応じた無作為系統抽出に変更する」、その部分を、誤解がないように、かつ標本抽出論の分野で用いられている言葉と食い違いがないような形で修正することにさせていただきたいと思います。この点は、ちょっと預からせていただければと思います。

それから、6ページ目、文章上の表現でございますが、3行目から始めまして、「科学技術施策等の変化に遅滞なく対応していくことが求められているため」、下から2行目からの文章を続けて、「少なくとも科学技術基本計画の策定に合わせて調査事項等の見直しを行うべきである」。「また」という言葉を補足して、現在の下から3行目ですが、「本調査の活用可能性向上のための不断の見直しを行うべきである」と修正したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 それでは、今、申しあげました4ページ目の表現に関して、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。この部分に関しましては、申しわけございませんが、部会長の方に一任いただければと思います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 ありがとうございます。それでは、今、確認いたしました部分を修正することとして、この答申（案）を本部会として採択することといたします。どうもありがとうございました。

本答申（案）につきましては、今、申しあげました所要の修正をした上で、結果概要とあわせて、今月20日金曜日に開催予定の第53回統計委員会に諮ることといたします。委員会の開催まで、期間が余りないのですが、一任いただきました答申（案）の修正内容の確認等につきまして、事務局から当然ながら皆様方に御連絡いたしますので、御確認いただきますよう御協力をよろしくお願いします。

ということで、最初は1回で終わる予定だったのが、2回に延びてしまったのですが、大変熱心に御審議いただき、無事答申をまとめることができました。心から感謝申し上げます。

それでは、大体予定しておりました時間になりましたので、部会をこれで終了させていただきます。部会審議に御出席、御協力いただきまして誠にありがとうございました。これをもって閉会といたします。どうもありがとうございました。